

板橋区シティプロモーション方針策定検討会設置要綱

(平成 26 年 6 月 20 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 「いたばし未来創造プラン」に基づき、板橋区の魅力を内外に戦略的に発信し、ブランド力を強化するため、その基本方針を策定することを目的として、「板橋区シティプロモーション方針策定検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 「板橋区シティプロモーション方針」の策定に関すること。
- (2) 前号のほか、板橋区の戦略的な情報発信、ブランド力の強化等に関し必要なこと。

(構成)

第 3 条 検討会は、[別表 1](#)に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は政策経営部長の職にある者をもって充て、副会長は政策経営部いたばし魅力発信担当課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、検討会の会務を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が、その職務を代理する。

(会議等)

第 4 条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(ギャラリーモール等運営方針検討部会)

第 5 条 本庁舎改築に係るシティプロモーション案件を効果的に検討するため、検討会の下部組織として、「ギャラリーモール等運営方針検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、[別表 2](#)に掲げる委員をもって構成する。
- 3 部会に座長及び副座長を置く。
- 4 座長は政策経営部いたばし魅力発信担当課長の職にある者をもって充て、副座長は政策経営部広聴広報課長の職にある者をもって充てる。
- 5 座長は、部会の会務を主宰する。
- 6 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは副座長がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 検討会及び部会の庶務は、政策経営部広聴広報課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については会長が、部会の運営に必要な事項については、座長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

【別表 1】

板橋区シティプロモーション方針策定検討会

会長	政策経営部長
副会長	いたばし魅力発信担当課長
委員	政策企画課長
委員	広聴広報課長
委員	人事課長
委員	防災危機管理課長
委員	文化・国際交流課長
委員	スポーツ振興課長
委員	産業戦略担当課長
委員	くらしと観光課長
委員	健康推進課長
委員	障がい者福祉課長
委員	子ども政策課長
委員	保育サービス課長
委員	子ども家庭支援センター所長
委員	環境戦略担当課長
委員	都市計画課長
委員	みどりと公園課長
委員	庶務課長
委員	生涯学習課長

【別表 2】

ギャラリーモール等運営方針検討部会

座長	いたばし魅力発信担当課長
副座長	広聴広報課長
委員	庁舎管理・建設課長
委員	文化・国際交流課長
委員	スポーツ振興課長
委員	くらしと観光課長
委員	生涯学習課長
委員	中央図書館長